

地域住宅計画

たてやままち 立山町における安全・安心な住環境の推進

(第2期 立山地域住宅計画)

たてやままち
立山町

平成30年2月
令和3年2月 第2回変更

地域住宅計画

計画の名称	立山町における安全・安心な住環境の推進		
都道府県名	富山県	作成主体名	立山町
計画期間	平成 30 年度	～	令和 4 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

立山町は、富山県のほぼ中央から南東に細長く位置し、南西は常願寺川をはさんで富山市と、北東は上市町、舟橋村と、東は3,000m級の山々が連なる立山連峰で長野県大町市と接している。

現在は、町全体、特に中山間地域を中心に少子高齢化、人口減少、空き家や空き建築物の増加等が見られ、コミュニティの衰退や未形成といった住環境の課題が発生している。また、市街地周辺部では、戦前から住宅や商店舗で形成されてきたため、狭隘な道路、老朽化した住宅や空き建築物等が混在している。

平成27年国勢調査では、世帯数9,159世帯（平成22年度国勢調査+167世帯）、人口26,317人（平成22年度国勢調査-1,149人）となっており、その内訳は、持家8,021世帯24,061人、公営借家186世帯424人、民営借家343世帯749人、給与住宅26世帯57人、その他583世帯1,026人である。また、平成28年度に実施した立山町空き家実態調査によると、町全体の空き家数は379棟である。

現在、民間住宅施策としては、耐震化の促進支援等を行っている。

2. 課題

○核家族の増化、人口減少・少子高齢化により、今後空き家や空き建築物の更なる増加が予想され、この対策が重要となっている。

○空家等対策計画対象地区における更なる空き家及び空き建築物対策が求められている。

3. 計画の目標

『より多くの住民が住みやすさを実感できるような、安全・安心な住環境の推進を図る。』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度		
立山町空家等対策計画対象地域における空家家の減少。	%	町内における空家379棟(平成28年度空家実態調査)を基準とした空家家の減少率。	0%	H30	-10%	R3

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

○住宅地区改良事業等

①空き家再生等推進事業（除却タイプ）

対象地域：立山町空家等対策計画対象地域（町内全域）

対象建築物：不良住宅、空き建築物で跡地を自治会等が活用するもの

事業主体：所有者等

補助率：除却費用の1/2

補助限度額：500千円

②空き家再生等推進事業（除却タイプ）

(1) 対象地域：立山町瀬戸新中林地内

対象建築物：不良住宅

事業主体：立山町

補助率：補助限度額（除却費用の4/5）の1/2

(2) 対象地域：立山町宮路地内

対象建築物：不良住宅

事業主体：立山町

補助率：補助限度額（除却費用の4/5）の1/2

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等	空き家再生等推進事業(除却)	民間	不良住宅、空き建築物	30
住宅地区改良事業等	空き家再生等推進事業(除却)	立山町	不良住宅2棟	6
合計				36

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

○町営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、健康で文化的な生活を営むに足る住環境を確保し、もって町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、町は入退去手続きや日常管理などを行う。

○特定公共賃貸住宅において、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進し、もって町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、町は入退去の手続きや日常管理などを行う。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。